明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○麻薬及び向精神薬取締法施行規則及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七〇）　一

〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**一六八、一七〇）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一六九）　八
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（**同**一七一）　九
○都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示を定める件（**経済産業・国土交通・環境**七三）　一三
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の全部を改正する件（**国土交通**七九三）　一八
○道路に関する件（**東北地方整備局**五八～六〇）　二三
○道路に関する件（**北海道開発局**八九～九一）　二四
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一五）　二四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二四
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
弁理士登録、日本私立学校振興・共済事業団平成三十事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決関係　五六
地方公共団体
行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○厚生労働省令第七十号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信